

## 知事監視製品及び知事指定薬物の新規指定について

平成27年8月21日、「和歌山県薬物の濫用防止に関する条例※1」第11条第1項※2の規定に基づき、下記危険ドラッグ等を新たに「知事監視製品」に指定するとともに、同条例第17条第1項※3の規定に基づき、下記物質を「知事指定薬物」に指定しました。

「知事監視製品」に指定された製品は、購入する際の誓約書提出などが必要となるとともに、知事指定薬物に指定された物質を含む製品は、正当な理由なく製造・販売・使用・所持・購入・譲受等の行為が禁止されます。

### 新たに知事監視製品・知事指定薬物に指定するもの

- 知事監視製品 11製品 ※詳細は別添のとおり

★「Siva Gus」という、従来の危険ドラッグになかった製品を新たに指定しました。



Siva Gus製品写真

「Siva Gus」は、自転車タイヤのガス充填用として販売されていますが、吸引すると興奮等の作用を及ぼすこと等がインターネットのホームページに掲載されています。

- 知事指定薬物 5物質 ※詳細は別添のとおり

※知事監視製品及び知事指定薬物総指定数(平成27年8月21日時点)

	知事監視製品	知事指定薬物
指定数	333製品	5物質
指定延べ数	489製品	43物質

### 県民の皆様へ

「危険ドラッグ」は、使用がやめられなくなったり、死亡例を含む健康被害や異常行動を引き起こす場合があります。麻薬や覚醒剤と同様に大変危険な薬物です。けっして身体に摂取又は使用しないでください。

### 知事監視製品とは

お香などと称し身体に使用しないものとして販売されているが、興奮、幻覚、陶酔等の作用を及ぼすことがインターネットのホームページに掲載されるなど、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるもの

※主な規制の概要

購入者	○購入時の誓約書の提出 (提出先) 県内店舗で購入→販売業者 県外店舗・インターネットで購入→知事	違反者に「警告」	警告に従わない者に 「過料5万円以下」
	○誓約書・説明書の内容遵守		
販売業者	○販売業の届出	違反者に「警告」 ↓	命令に違反した者に 「罰金20万円以下」
	○販売時の使用方法等の説明・説明書の交付	警告に従わない者に、 「販売等中止命令」	
	○販売時の誓約書の受取		

## 知事指定薬物とは

興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼす物で、それを濫用することにより人の健康に被害が生じるものとして特定できたもののうち、県内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認められるものとして知事が指定したもの。

### ※主な規制の概要

禁止行為	間接罰(命令に違反)	直罰
○製造・栽培の禁止	懲役2年以下 又は 罰金100万円以下	懲役1年以下 又は 罰金50万円以下
○販売・販売目的所持の禁止	懲役2年以下 又は 罰金100万円以下	懲役1年以下 又は 罰金50万円以下
○販売目的広告の禁止	懲役1年以下 又は 罰金50万円以下	—
○使用・所持・購入・譲受の禁止	—	罰金50万円以下

### ※1 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例

薬物の濫用から県民の皆様の健康と安全を守るとともに、県民が平穏にかつ安心して暮らすことができる健全な社会の実現を図ることを目的として、平成24年12月28日に制定された。





### ※2 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例第11条第1項

知事は、第2条第7号に掲げる薬物のうち、その名称、使用方法等の表示内容、販売場所、販売方法、広告その他の情報から、その用途及び使用方法に反して、吸入、吸引、摂取その他の方法により身体に使用されるおそれがあると認めるものを知事監視製品として指定することができる。

### ※3 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例第17条第1項

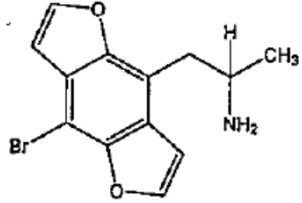
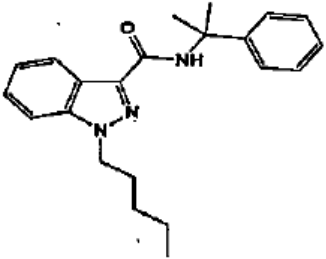
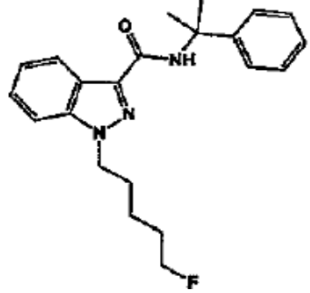
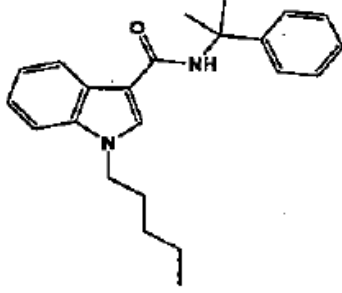
知事は、第2条第7号に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認められるものであって、同条第1号から第6号までに掲げるものと同等に人の健康に被害が生じるものとして、特定できたものを知事指定薬物として指定することができる。

問い合わせ先 担当課 薬務課 担当者 橋本、宮井 TEL:073-441-2663
----------------------------------------------------

(1)	(2)	(3)	(4)
次の写真に示すとおり、被包に「summer」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの	次の写真に示すとおり、被包に「winter」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの	次の写真に示すとおり、被包に「信長」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの	次の写真に示すとおり、被包に「秀吉」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
			

(5)	(6)	(7)	(8)
次の写真に示すとおり、被包に「Wet Guy」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「Night Party」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「Sunset Beach」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「乱れ牡丹」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
			

(9)	(10)	(11)	
次の写真に示すとおり、被包に「締め小股」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの	次の写真に示すとおり、被包に「恋慕」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの	次の写真に示すとおり、容器に「SIVAGUS」と表示のある製品であって、その内容物が液体又は気体のもの	
			


	名称	構造式
1	1-(8-ブロモベンゾ(1,2-b:4,5-b')ジフラン-4-イル)プロパン-2-アミン(通称名Bromo-DragonFLY)及びその塩類	
2	1-(ペンチル-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド(通称名CUMYL-PINACA)及びその塩類	
3	1-(5-フルオロペンチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド(通称名CUMYL-5F-PINACA)及びその塩類	
4	1-(ペンチル-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インドール-3-カルボキサミド(通称名CUMYL-PICA)及びその塩類	
5	1-(5-フルオロペンチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インドール-3-カルボキサミド(通称名CUMYL-5F-PICA)及びその塩類	